

特許権と著作権に基づくソフトウェアの 保護に関する横断的検討



辻本法律特許事務所 所長
弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士 辻本 希世士

第1 はじめに

現代社会において、多くの製品やサービスはソフトウェアによって管理・運用されており、ソフトウェアなくして現代のテクノロジーは説明できない。このため、現代においてはソフトウェアの法的保護が重要性を増している。

この点、ソフトウェアは何らかの情報処理を実行するものであるが、実行の手順はソースコード等によって表現され、情報処理の結果はパソコンの画面等に表れるのであり、ソフトウェアを構成する要素も多種多様である。他方、知的財産の観点から見た場合、ソフトウェアは、主として特許権ないし著作権によって法的保護が図られるが、特許権と著作権では異なる法領域を形成しているため、保護しようとする対象も自ずと異なってくる。

そして、現在における特許庁の審査実務や過去における裁判例の蓄積によれば、特許権ないし著作権は、ソフトウェアを構成する個々の要素を一定程度保護する機能を果たしているように見受けられる。しかしながら、論点ごとの整理にとどまると、強い保護を受けるための戦略の設定や、現実には保護を図りたい場面における戦術の選択につき、迷いが生じることもあり得る。

そこで、本稿においては、ソフトウェアの法的保護をより実効的なものとする一助となるよう、ソフトウェアのどの要素が、それぞれどのような根拠に基づき、それぞれどのような要件の下で法的保護が図られるのか、主として特許権と著作権の観点から横断的に整理することとする。

第2 特許権による保護

1 保護の対象

ソフトウェアによって実行される情報処理の内容自体を正面から保護したい場合、特許権を取得して行使することが最も効果的である。例えば、知財高裁における最初の大合議事件となった一太郎事件¹では、以下のような発明にかかる特許権の保護が求められた。

1 知財高裁平成17年9月30日特別部判決・判タ1188号191頁